

平成24年度 決算に基づいて公表する健全化判断比率等について

- 平成24年度東通村各会計の決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回りました。

	健全化判断比率	早期健全化基準
①実質赤字比率	※1 $\frac{\quad}{\quad}$ (△1.32%)	15.00%
②連結実質赤字比率	※1 $\frac{\quad}{\quad}$ (△3.56%)	20.00%
③実質公債費比率	19.7%	25.0%
④将来負担率	55.8%	350.0%

※1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率がないため「—」で表示し、参考として黒字の比率を()内に△(マイナス)表示しています

- 各公営企業における「資金不足比率」については、平成24年度決算において資金不足を生じた公営企業はないため、該当ありません。

	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	※2 $\frac{\quad}{\quad}$ (△48.93%)	20.00%
下水道事業特別会計	※2 $\frac{\quad}{\quad}$ (△0.00%)	

※2 資金不足比率がないため「—」で表示し、参考として黒字の比率を()内に△(マイナス)表示しています

- 健全化判断比率及び資金不足比率については、監査委員の審査を受け、その意見を付して9月定例村議会へ報告いたしましたので、法の定めにより、東通村の状況を住民の皆様へお知らせいたします。